

参考資料

社会福祉法（一部抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

・・・ **包括的相談支援事業**

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

・・・ **参加支援事業**

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

・・・ **地域づくり事業**

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

・・・ **アウトリーチを通じた継続的支援事業**

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

・・・ **多機関協働事業**

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した

計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

・・・ **支援プラン策定事業**

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 5 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 <以下、略>

2

用語解説

《あ行》

■インフォーマル（インフォーマルサービス）

家族や友人をはじめ、近隣住民、民生委員児童委員、NPOやボランティアなどが行う援助活動等で、公的制度に基づくサービス以外のもの。

《か行》

■介護予防ケアマネジメント

高齢者が介護を必要となることをできるだけ防ぎ、もし介護になっても、それ以上状態を悪化させないよう支援を行うこと。

■くらしごとセンター

市福祉相談支援課に設置された窓口の名称。

仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている人に対して、相談支援員や就労支援員がどうしたらいいかを一緒に考え、各種関係機関と連携しながら課題解決に向けてのサポートを行う。

■権利擁護

判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援等を行い、人権をはじめとするさまざまな権利を保護すること。

■子ども家庭みまもりセンター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関。令和6年4月施行の改正児童福祉法により、母子保健機能と児童福祉機能の両機能を有する「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされ、本市においては、令和7年度より、子ども保健課と子育て支援課を同センターと位置付け、高槻子ども未来館と高槻市立子育て総合支援センター内に「子ども家庭みまもりセンター」を開設。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけ、また、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職。

■コミュニティボランティア

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と協力し、公的機関による支援やサービスを受けにくい、困りごとや悩みごとなどを抱える人を支援する活動を行う登録制のボランティア。

《さ行》

■障がい児者相談支援事業所

障がい児者が地域で安心して暮らすことができるよう、当事者やその家族の相談に応じるとともに、必要に応じて地域の関係機関と連携しながら、障がい福祉サービスの利用援助や各種情報の提供などを行う機関。

■生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められている。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域における一体的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、地域の実情に応じた地域資源の開発や活用、多様な取組を行う主体間の連携強化や、関係者間の調整や支援などを行う者。その他、高齢者の社会参加を促進するため、担い手の養成等も行う。

■生活支援サポーター

介護保険などの公的サービスと地域の日常的な支え合いの隙間を埋めるため、地域の高齢者に対して、買い物や外出の付添など日常生活のちょっとした困りごとを支援する人。生活支援サポーター養成講座（介護予防・生活支援サービス事業従事者研修と生活支援サポーター登録者研修）を修了し、社会福祉協議会に登録したボランティア。

■精神保健福祉士

国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、精神上の障がいがある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練、または保健医療、障がい福祉、地域相談支援等に関するサービスを提供する関係者との連携及び調整、その他の援助を行う専門職。

《た行》

■ダブルケア

同時期に介護と育児の両方を行っている状態。

■地域子育て相談機関

子育て世帯の身近な地域において、全ての妊産婦及び子どもやその家族からの相談に応じ、実情の把握や情報の提供を行うとともに、子ども家庭みまもりセンター等と有機的な連携を図りつつ、必要な助言や支援につなぐ相談機関。

■地域づくりコーディネーター

地域における社会資源を把握し、地区福祉委員会等の活動団体を支援するとともに、多様な取組を行う主体間の連携強化等を目的として、関係者間の調整や支援、地域の実情に応じた資源活用や開発などを行う市社会福祉協議会の地域づくり担当職員。

■地域の子育て支援拠点（つどいの広場・子育て支援センター）

地域の子育て支援の拠点として、主に乳幼児（０～３歳）と子育て中の親が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流などを行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設。

■地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の専門職が、高齢者等への総合的な支援を行い、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から支える地域の拠点。市内 12 箇所に設置。

■地区コミュニティ

地域において、自治会をはじめ福祉団体・教育団体などの多くの組織・団体が地域で相互に関連を持ちながら活動するため、これらのコミュニティ活動をネットワーク化することを目指して組織された団体。現在、市内には全市域を網羅する 32 の地区コミュニティがあり、よりよい地域づくりのためにさまざまな活動をされている。

■地区福祉委員会

社会福祉協議会活動を実践する組織で、概ね小学校区をエリアとして地域の福祉ニーズを掘り起こし、そこに住む「すべての住民が安心して暮らせるまちづくり」の推進役であり、住民自らの知恵と力を出し合って活動を行う。

■地区福祉活動計画

地区で活動するさまざまな福祉関係者が参加し、それぞれの地域の実情に沿って策定するもので、互いの活動を認め合いながら福祉課題を共有化することを目指す地域のための計画。

《は行》

■８０５０問題

高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態。８０代と５０代の世帯という意味で「８０５０問題」と呼ばれる。

■伴走型(の)支援

社会復帰や生活再建を目指す人に対して、本人に寄り添いながらその時々状況に対応した支援を行うこと。

■福祉のまちかど相談

地区福祉委員会などの団体が地域の拠点ごとに設置する身近な相談窓口。ボランティアなどが相談を受け、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）や専門機関などへの紹介を行う。

■ふれあい喫茶

社会福祉協議会活動の実践組織である地区福祉委員会が実施する地域の交流の場づくり事業の通称。

お茶やコーヒーを飲みながら隣り合わせた人と自然な情報交換や悩みを共有できる仲間をつくる「ふれあいの場」。多くの地域の人が集うことで、顔見知りも増え、気軽にあいさつを交わす日常のつながりへと広げていくことも大きな目的として実施している。

■包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者を支援する機関とのネットワークの構築や地域のケアマネジャーに対する支援を行うこと。

《ま行》

■民生委員児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報を提供したり、市や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。

《その他》

■NPO (Non-Profit Organization)

「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動、営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動を行う組織や団体

策定・改定履歴

令和 5 年 3 月 策定

令和 6 年 6 月 改定

令和 7 年 6 月 改定

令和 8 年 6 月 改定